

【令和5年度 第1回 小田原市成年後見制度利用促進審議会】 会議録

日 時：令和5年8月22日（火）14：00～15：30

場 所：小田原市役所3階 全員協議会室

【会議録】

発言者	内 容
事務局 (早野)	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>定刻となりましたので、只今から、令和5年度第1回小田原市成年後見制度利用促進審議会を開会いたします。</p> <p>開会に当たり、福祉健康部長から一言、御挨拶申し上げます。</p>
福祉健康部長 (鈴木)	<p>福祉健康部長の鈴木でございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>本日は、今年度第1回の会議ということで、「おだわら成年後見制度利用促進指針」の改正案を中心に御審議いただくこととなっております。</p> <p>成年後見制度利用促進の中核機関であります「おだわら成年後見支援センター」につきましては、今年の10月に開設から1年を迎えることとなります。委員の皆様には、この審議会で本市の課題を共有していただきながら、これまでの権利擁護支援への取組を評価していただき、地域連携ネットワークの充実等、今後、どこに重きを置いた取組を進めるべきか等を、積極的な御提言をいただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (早野)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、事務局から本日の会議の出席者等について、御報告させていただきます。</p> <p>本日の会議の出席者は、押田委員、勝又委員が御欠席のため8名でございます。審議会規則に定める定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>次に傍聴者の報告ですが、現在のところ、1名の傍聴希望者がございまして、すでに入室いただいております。</p> <p>なお、本日の会議につきましても、後日、会議録を作成し公表する必要がありますため、録音させていただいておりますので、あらかじめ御了承ください。</p> <p>それでは、浅沼会長、議事の進行をお願いいたします。</p>

会長(議長)

皆様、こんにちは。暑さ真っ盛りという中ですが、お集まりいただきまして、ありがとうございます。早速ですが、議事を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

流れといたしましては、各議題について事務局から説明がありますので、まず、説明を聞いていただきまして、疑問に思った点や確認したい点について、事務局に対して質疑を行います。その後、委員の皆様で意見を交わしまして、審議会としての意見をまとめていきたいという流れで進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事事項(1)協議事項 おだわら成年後見制度利用促進指針の改定案について を議題といたします。

事務局から御説明をお願いいたします。

福祉政策課長
(石井)

福祉政策課長の石井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、御説明させていただきます。

本市の指針につきましては、国の第二期計画の策定にあたり見直しを行うものでございまして、前回の審議会で、その方向性について御説明をし、御意見を伺ったところでございます。

本日は、委員の皆様からいただいた指針の見直しに関する御意見を踏まえまして、改定案を作成いたしましたので、その内容について御審議いただきたく存じます。

はじめに、指針の改定について委員の皆様からいただいた御意見ですが、まず、前回の審議会を振り返りますと、国の第二期計画の目玉は、成年後見制度の利用促進は、単に制度の利用増加を目指すものではなく、権利擁護支援の一環として進められるべきという考え方であり、この権利擁護支援の視点から指針を整理できるとよいのではというような御意見をいただきました。

また、後日、御提出いただいた御意見については、難しい言葉を使わず、市民にとってわかりやすい内容とした上で、中核機関や制度の周知が必要である。成年後見制度は非常に有効な手段であるが、制度の利用を前提とするのではなく、まずは相談からといったスタンスを出したらよいのではないか。第二期成年後見制度利用促進基本計画は、第一期の計画を踏まえてどのような課題が確認され、どのような観点から見直しがされたのか。そして、第二期計画を受けて、小田原市の指針をどのように捉えているのか、といった説明があるとよいのではないか、といった御意見をいただきました。

こうした御意見を参考に、指針については前回の審議会で御確認いただいた字句の整理や中核機関の開設といった現時点の状況を反映させますとともに、主に「権利擁護支援」や、「地域連携ネットワークづくり」といった内容について、国の第二期計画の考え方を指針に反映する形で、時点修正をいたしました。

お手元の資料3「おだわら成年後見制度利用促進指針 改定案」をご覧ください。

改定にあたり、追加や削除を行った部分は赤字で記載してございます。本日は、前回の審議会で御確認いただいた字句の整理等については説明を省略させていただきます。国の第二期計画の考え方を指針に反映させた部分について、御説明させていただきます。

まず、1ページの下段をご覧ください。1ページの下段でございます。

国の第二期計画が策定されたことについて、追記をいたしました。「『尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進』という副題がつけられ、成年後見制度の利用促進は、単に利用者を増やすことを目的とするものではなく、権利擁護支援の一環として推進することが明確化されたこと、また、こうした権利擁護支援の視点から、地域連携ネットワークの機能の充実などの取組を進める」、というように第二期計画の要点を記載いたしました。

次に、14ページをご覧ください。14ページでございます。

ここでは、本指針の基本理念を記載しておりますが、本指針においても、権利擁護支援の視点から成年後見制度の利用促進を進めていくことを明確化するため、冒頭に「権利擁護支援を推進するため」という文言を追加いたしました。

次に、19ページをお開きください。19ページです。

地域連携ネットワークの構築について、国の第二期計画では権利擁護支援の視点からネットワークづくりが重要であるとしております。

そこで、まず、19ページの一番上の第3節のタイトルを「地域連携ネットワークの構築」から「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」に修正し、この考えを明確化いたしました。

冒頭のリード文につきましては後ほど御説明させていただきますので、まずは19ページ中段の「主な取組」をご覧ください。「主な取組」といたしましては、①支援チーム、20ページの②地域連携ネットワーク会議、21ページの③中核機関の3つの取組を記載しておりますが、国の第二期計画においては、地域連携ネットワークは、この3つの取組によって構成されるものと定義しております。

19 ページの①「権利擁護のためのチーム支援」につきましては、改正前は「チームによる対応」と記載していたものを、何のためのチームなのかを明確化するため、表現を改めますとともに、「適切な権利擁護が図られる」という文言を加えました。

次に、20 ページをご覧ください。

②の「地域連携ネットワーク会議の運用」につきましては、一つ目の「・」の説明が修正前の内容では会議体の設置自体が目的のような表現になっていたものを、支援チームがより円滑に機能するために会議体を組織するという目的が分かりやすくなるよう、会議では何を行うのかという視点に表現を修正するものでございます。

次に、21 ページをお開きください。21 ページでございます。

③の「地域連携ネットワークにおける中核機関によるコーディネート」ですが、中核機関の役割は、支援者間の連携をコーディネートすることでございますので、これまで中核機関を設置することを中心とした内容であったものを、「おだわら成年後見支援センター」を開設したことに伴い、その役割が支援者間の連携をコーディネートするものであるということを説明する内容としてございます。

ここまでご覧いただいた上で、皆さん 19 ページの冒頭のリード文にお戻りください。19 ページでございます。これまで御説明いたしました、①～③の取組内容の修正を反映いたしまして、今回、三つの項目である「支援チーム」、「地域連携ネットワーク会議」、「中核機関」のそれぞれに取り組むことにより、権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくりが構築され、地域全体の見守る力が高まり、権利擁護が必要な方に対する成年後見制度の利用を含めた早期の支援が図られるということを説明しております。

次に、27 ページをお開きください。27 ページでございます。

こちらは審議会でもいただいた御意見を踏まえまして、新たに第 6 章を設けまして、国の第一期計画の課題や第二期計画の要点、第二期計画を受けた本市の指針の考え方を記載いたしました。

最後に資料編についてでございますが、これまで指針に記載されていた、指針策定にあたってのパブリックコメントの内容につきましては、今回の改定にあたり削除したほか、28 ページは、成年後見制度利用促進検討委員会規則が掲載されていたものを本審議会の規則に変更してございます。

次に、30 ページをご覧いただきたいと思っております。30 ページでございます。

用語解説につきましては、「権利擁護」について、「自己の権利を表明す

ることが困難な寝たきりの高齢者や、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人たちの権利を守ること。」と記載してございましたが、これを「権利擁護支援」についての内容に変更いたしまして、国の第二期計画における「権利擁護支援」の定義に改めるものでございます。

以上が、委員の皆様様の御意見を踏まえ、指針に国の第二期計画を反映し、追加や削除等を行った部分の説明でございます。

なお、今後の予定でございますが、本日、委員の皆様様に御審議いただいた内容を、来年3月末頃に開催予定の本審議会で最終確認いただき、確定したいと考えております。

事務局からの説明は、以上でございます。

会長（議長）

ありがとうございました。

まず、只今の御説明に対しまして、質問がありましたらお受けしたいと思えます。挙手をお願いいたします。

特に御質問はなさそうでしょうか。

では、ないようでしたら、次に、質疑を終わりにして、この改定案につきまして御意見がありましたら、お伺いしたいと思います。挙手をお願いいたします。

冒頭、今の御説明の冒頭に、前回この場で挙げられた1件の意見のご紹介がありまして、また、会議から会議の間の期間、皆さんから出された意見のご紹介がありました。それを踏まえて今御説明がありましたように、改定案について、このような形で修正を加えたいということで説明があったところです。御意見いかがでしょうか。

特に、会議から会議の間でペーパー、文章という形で御意見をお出しいただいた方もいらっしゃるもお聞きしておりましたけれども、改めてこの場でご要望をお伝えいただいても結構かなと思えますが、いかがでしょうか。

古澤委員

いいですか。

会長（議長）

古澤委員お願いします。

古澤委員

社会福祉士の古澤です。お世話になります。

すいません。確認の形になってしまうかもしれませんが、7ページの文章の最後の方なのですが、上の方で「市長申立てにより被後見人等となった方に限って、市がその費用を負担しています。今後は、費用負

	<p>担が困難なことから、成人後見制度を利用できないといったことがないよう、市が費用負担する対象範囲の見直しが必要です。」ってあるのですが、この対象範囲の見直してというのは、今どの程度進んでらっしゃるのですか。</p>
会長（議長）	<p>事務局お願いします。</p>
福祉政策課長 （石井）	<p>本日は報告事項で、こういった内容について御報告させていただこうと思っておりましたが、前回の審議会の中で、市長申立て以外にも、支給範囲を広げるべきではないかという委員の皆様からの御意見をいただきましたので、今、拡大する方向で調整をしております。詳細につきましては、来年度の予算案が上がって来る、来年の3月頃に、審議会でご説明させていただきたいと思っています。一定の支給条件を設定することになると思いますが、基本的には支給対象を広げていく予定で検討しているところです。</p>
古澤委員	<p>ありがとうございます。では、まあ来年度以降、はっきりそういうものができるというか、決まっていくという形でよろしいですかね。</p>
福祉政策課長 （石井）	<p>はい、そうです。</p>
古澤委員	<p>続けてなんですけど、23ページなのですが、①の後見人等の支援ということで、これちょっと以前もお話し出たかと思うのですが、親族後見人の方々の連携というところで、家庭裁判所の方と連携して、親族後見人同士のネットワークを構築する。その必要性がある、そういうふうにして欲しいという要望が出ているかと思うのですが、そこら辺は個人情報に関係もあると思うのですが、今後裁判所にこういうふうに関わりかけていて情報を得ていくというか、そこら辺の支援を具体的に裁判所の方から情報を得るようなことって、もうされている感じなのですか。それとも、検討中って感じですかね。</p>
福祉政策課副 課長（渡辺）	<p>福祉政策課の渡辺と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>今のお話でございますけれども、前回の審議会でもちょっと触れたかとも思うのですが、後見人の情報というのは、家裁の方からなかなかもらえない状況です。その中でも中核機関のチラシですとかそういったものを、</p>

	<p>家裁を通じてきちんと後見人の方にお配りいただいたりとか、そういったところをやりながら、これはまたあとで御説明する予定ですがけれども、親族後見人の方を対象とした交流会のようなものを開催予定でして、そういったチラシについても家裁を通じて配っていただくことにより親族後見人に集まっていたり、そこから少しずつ広げていくようなことができないかなというふうに考えているところでございます。以上です。</p>
古澤委員	<p>ありがとうございます。よろしく願いいたします。以上です。すみません。</p>
会長（議長）	<p>古澤委員ありがとうございました。他に御意見ありますでしょうか。露木委員お願いいたします。</p>
露木委員	<p>用語集のところでも大丈夫ですか。</p>
会長（議長）	<p>はい。</p>
露木委員	<p>療育手帳があがっているのですけれども、成年後見、精神保健福祉手帳の方も対象になる。まあ、精神福祉手帳持っているかどうかではなくて、精神の方も対象になるので、そちらの説明とかも入っていたら良かったのかなというところと。あつ、入っていますか。</p>
福祉政策課長 （石井）	<p>31 ページに入っております。</p>
露木委員	<p>31 ページに入っていますね、失礼しました。 あと、障がい者総合相談支援センターとか、基幹相談支援センターについては、せっきやく地域連携ネットワークの機関には入っているので、何かもし説明があればと思いますがいかがでしょうか。すみません、精神福祉手帳の方は失礼しました。</p>
福祉政策課長 （石井）	<p>すみません、見落としておりました。そのところはしっかり、要旨の中に加えて行きたいと思っております。ありがとうございます。</p>
会長（議長）	<p>よろしく願いいたします。他に御意見ありますでしょうか。山崎委員お願いいたします。</p>

山崎委員	<p>弁護士の山崎です。質問になってしまうかもしれないですけど、19ページの権利擁護のためのチーム支援の項目のところなのですけれども、この支援チームをつくるというのは、目標としてはすごくいいことだと思うのですが、具体的にはどういう手続きというか、流れでそういうものをつくることを想定されてますでしょうか。</p>
会長（議長）	<p>事務局いかがでしょうか。</p>
福祉政策課長 （石井）	<p>支援チームをどのように編成していくのかというところでございますが、まず、現在の仕組みといたしまして、同意がなく何らかの権利擁護支援が必要と疑われるような方がいらっしゃる場合に、市の、今日同席してありますけれども高齢介護課ですとか障がい福祉課、それから私ども福祉政策課の担当職員が集まりまして、成年後見制度の利用も含めた支援の方向性を協議する成年後見利用調整会議というものが現在ございます。</p> <p>支援チームにつきましては、その成年後見利用調整会議をベースに編成して、中核機関でございますとか、地域包括支援センター、または各土業の先生方が参画するような形で、試験的に今年度から行っていくことを検討しているところでございます。この支援チームが会議を実施していく中で、蓄積されてきたノウハウを基に、将来的には中核機関が持っていた案件ですとか、各支援者間で気にされている案件についても、支援チームができるような形で拡大していくような方向性で、今進めてまいりたいと考えております。</p>
山崎委員	<p>すいません、ありがとうございます。今の話でちょっともう少し詳しく聞きたいことがあって、今、利用調整会議っていうのは、市の庁舎内で行っているってことなんですけれど、それって、利用調整会議自体にいわゆる土業、専門職が関わっていることもあるんでしょうか。</p>
福祉政策課長 （石井）	<p>今は市の三課で行っておりますけれども、今後はその対象となる方の状況に応じて、専門的な知識が必要な、支援が必要なケースについては、中核機関や土業の先生方などをそういう中に呼び込んでいく形で、まずは試験的に進めてまいりたいと考えているところでございます。</p>
山崎委員	<p>ありがとうございます。実は私も高齢介護課に知り合いが何人かいらっしゃるのですが、利用調整会議に事実上来てくれみたいと言われてたことが何回かあって。だから、そういうことが他土業からもあるのかなと。</p>

そこで聞いたのは、お医者さんもその会に同席されていて、お医者さんも制度として、そういう市からの要請があると当番で行く仕組みができているというようなことを聞いております。弁護士会でそういう仕組みができるかはわかりませんが、弁護士としても作らなければいけないのかなと思いました。その利用調整会議に士業側が関わる必要があるケースの場合に、各士業にそういう依頼をする窓口的なものがおそらく各士業にあると思うのですよね。そこの部分を、弁護士会なら本部の成年後見センターという所になると思うのですが、そういう所の窓口をまず調べて、場合によってはそういう所に専門職を派遣してもらえる仕組みを作っていくのではないかとと思うのですが。どうですか。

会長（議長）

山崎委員ありがとうございました。補足の説明を、では事務局お願いいたします。

高齢介護課係長（大見謝）

高齢介護課の大見謝でございます。今、山崎委員からお話がありました、医療の先生方も入っている会議というお話があったのですが、たぶんそれは、高齢介護課の方で取りまとめをしております地域ケア会議の相当になるのだと思います。地域包括センターが主催して、個別の方の事案の検討をして、その中で内容によっては成年後見制度の権利擁護支援が議題になることもございますので、そういった場合にいろんな士業の先生が参加をお願いしたことはございます。

ただ、先ほど、石井課長が説明したのは、これまで庁内でやってたクローズドの会議を少し拡大していくということで進めております。

会長（議長）

ありがとうございました。なかなかこう具体的な姿が見えて来てなかったのですけれども、チーム支援とかネットワークづくりといったところに、徐々に踏み込んで形をつくっていきこうというところの話かと思えます。これまであった調整会議、または、中核機関を中心として、地域の士業を巻き込んでいくような話になっていくかと思えます。

非常に興味深い論点だと思いますけれども、せっかくこちらの審議会の委員さんの中に各専門職団体の代表の方もおいでいただいておりますので、御意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、指してよろしいでしょうか。境委員いかがでしょうか。

境委員

行政書士の境です。いつもお世話になっております。今、大見謝さんからもお話あったのですけれども、市の高齢介護課あるいは障がい福祉課の

	<p>方で行っている地域ケア会議が、非常に中身が濃くて、非常に私もいろんな所に呼び出されて参加させていただいています。非常に力強い会議をいろんな所で開いていただいているみたいで、これは非常に有効だなと思います。</p> <p>それを一歩進めて、ここではさらに、地域ケア会議では不足だったところをもっと大きくして行って、それを中核機関がコーディネートしていくという、そんなイメージで私は捉えたのですけれども。そういうイメージでよろしいのでしょうか。それとも、今まで高齢介護課とか障がい福祉課がやってた地域ケア会議は地域ケア会議として別にやって、その他に、もっと困難事例をこういう大きな中核機関がコーディネートする会議としてやって行くのでしょうか。どちらのやり方が良いのか。</p> <p>私は今まで、高齢介護課とかそういうところで地域ケア会議を開いて、それはそれで十分なのではないかというところも実は少し思っていました。そこまで手をつける必要があるのかなっていうのが、ちょっと1つ感じたところなのです。</p>
<p>会長（議長）</p>	<p>御質問という形なんだと思いますが、これまでのその地域ケア会議という形で行われていた会議と、これから始まろうとするその支援チーム、チームづくりといったところは、どのような違いが出てくるだろうかっていう御質問かなと思います。</p>
<p>高齢介護課係長（大見謝）</p>	<p>どちらかというところ、地域ケア会議は今までの既存の取組として、もちろん拡充ができればそれがよろしいかと思うのですけれども、それはそれで今までどおりやっていきます。それとは別に、今までこう市の中だけで対応していたものについても、中核機関により支援組織をまとめていき、支援チームを形成していく、というようなニュアンスになろうかなと思います。</p>
<p>境委員</p>	<p>前回の審議会でもちょっと話題になったと思うのですけれども、これははっきりしとかなないと誤解が生じると思うのですけれども。今は地域ケア会議で各包括さんが頑張っていて、いろいろやっていただいております。これはこれで十分というか、このまま進めましょうよと。他にそれ以上大変そうなものは、もう少し大きくしましょうよ。その認識は、今の考えでよろしいですね。</p>
<p>高齢介護課係</p>	<p>はい。ただケースによっては、それが両方に重複するものが場合によっ</p>

長（大見謝）	<p>てはあるのですけれども、その時は、地域ケア会議で拾われてないものを支援する必要がございますので、それを広げようということで、ここまでの話をしております。</p>
境委員	<p>前はいつだったのか分からないけれども、これから、そういういろいろ地域ケア会議なんか全部、中核機関が携わっていくかのような、ちょっと誤解があったのではないかなと、私は思っていたのですけども。いや、そうではないですよ。今まで十分進んでいたものはそれはそれで進むのですよ。そして、それ以上さらに難しいことが出てくるだろうから、それは中核機関、社協さんが入ってやっていかなければならない。この話はそういうことでよろしいですね。</p>
高齢介護課係長（大見謝）	<p>すべてが中核機関に関わっていただくというよりは、地域ケア会議だったり、関わっているケースについて、特に難しい事案については、中核機関が間に入ってもらってコーディネートしていただくということで、難しい事案に限って、ある程度関わってもらうというイメージになるかと思えます。</p>
境委員	<p>言っていることが十分分かりました。ありがとうございます。ちょっとそこところが、区切りがついてない方もいらっしゃるような気がするので、はっきりしておいた方がいいかなと思えました。ありがとうございます。</p>
会長（議長）	<p>ありがとうございます。今の境委員の御質問に関連した話でも結構ですけれども、他に御意見がありましたら、お願いいたします。 若松委員お願いいたします。</p>
若松委員	<p>地域包括支援センターの若松です。指針の内容について特に申し上げることはないのですが、これをホームページで見たり実際に手に取った市民、御高齢の方々などが、手に取った時に、難しくって分からないっていうことで終わりになってしまうというような心配が出てきました。 なんでかなっていうふうに考えてみたのですけれども、やはり、こう指針を策定する側が主体となっている作りであるのは仕方がないことだと思うのですが、例えば、障がいがあるとか、お年を召しているとか、いろんなことが不安になっている方を主体として、小田原市にはこんな仕組みがあるのでそんなに心配しないでも暮らしていけますよ、みたいなことを 16</p>

	<p>ページに書いてあるその普及啓発活動の中にあるところで取り上げていただけると、地域包括支援センターの職員としては安心できると思えました。よろしくをお願いします。</p>
会長（議長）	<p>ありがとうございます。まさに、最前線でお年寄りや障がいを持たれている方に説明をしないといけないお立場からの御意見かなと。承りました。是非、運用といったところのお話になるのだと思いますが、是非今後ご検討いただければと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。チーム支援への福祉業の方あるいは専門士業の関わりと言ったところですが、古澤委員の方から何か、社会福祉士の関係で何かありますか。</p>
古澤委員	<p>そうですね。私としては今後、経験値をどんどん積んでいただいて、やはり事例検討というのは本当に大切だと思うので。なかなか事例検討じゃないと、成年後見ってなかなかイメージできないと思いますので。その中で、さっき言った困難事例というケースがたくさん出てきて、そこに結構会議の重点が出てくると思いますが、これをやることで、やはり関係者の方々の実力もどんどん上がっていくんじゃないかと思います。まず率先してそういう事例検討はやっていただければ、どんどんいい方向に進むのではないかなと思っています。以上です。</p>
会長（議長）	<p>はい。突然、お話を振りましてありがとうございました。他にいかがでしょうか。</p>
境委員	<p>ちょっと、すいません。</p>
会長（議長）	<p>境委員お願いします。</p>
境委員	<p>若松委員がおっしゃったこと、非常に重要なことだと思うのです。中核機関の方から答えたほうが早いのではないかと思うのですが、以前のの中核機関の会議なんかでも、一般の市民の方が成年後見制度について相談できるところがどこなのか。どこに行っていかが分からないんじゃないかっていう話があって、そういう人たちは、社協に来たらそういうふうなことを相談に乗ってあげられるような、そういうシステムを作ったらいいのではないかという話が進んでいるのです。こういった格好で中核機関の方がいろいろ相談に乗るとか、そういう意見の集約といった活動をしてくれ</p>

	<p>るっていうのが非常に重要ではないかなというふうに思っています。</p> <p>どうしても、これ行政の方が作る指針になるので、こんなになるのかなと私は勝手に思っちゃったんですけど、そこは中核機関とか我々士業、専門職の者がそこをもう少し市民に分かりやすく説明していくということが重要であると非常に思います。</p>
会長（議長）	<p>ありがとうございました。そうですね、せっかく立派な指針が見直されようとしているところですので、よりわかりやすい形で市民の皆さんにお伝えできればなというふうに思いますけれども、特にその市民目線というか、わかりやすい伝え方といったところで。瀬戸委員、迫田委員、御意見ありましたら伺いたいなと思います。</p>
瀬戸委員	<p>では、いいですか。私は民生委員なので、この困ったなっていう内容が、これは社会福祉士の仕事だとか、介護士の仕事だとか、そういうところが分からないんですよ。</p> <p>認知症になったら自分は最後どうなるの、みたいなことを、割りと皆さん悩んでいるんですね。</p> <p>そういったことを包括に相談すると、福祉士の人を入れてもらったり、介護士の人を入れていただいて、そうしているうちに市の方が、ケア会議をやらしてもらいますが、その時さすがだなと思うのですが、パーっと人を集めてくださるんですね。困っている人が手を挙げているとわかると、意外にこの頃、話が進んで行っているのですよ。時間はかかっているけど。だけど、その人が困っている間に、ここに相談しましょうよというところを案内するところが、時間がすごいかかっちゃって。みんながすごくたくさん相談して進めていかないといけないのですよね。</p> <p>そこが、もうちょっとスピードを持って、みんながその先どうしたらいいのってことが分かるような会議になると、みんなが認知症まで行かない間に、自分の行く道を考えられると。そこのところを深くもうちょっと話し合って、どうやって議論したらいいか、私はいつも考えています。わかりますかね、こんな説明で。</p>
会長（議長）	<p>とにかく、どこに相談に行ったらいいのかわからないってことですよ。</p>
瀬戸委員	<p>そうです、そうですね。</p>
会長（議長）	<p>お話承りました。ありがとうございます。確かに、例えば社協さんの相</p>

談窓口に、成年後見制度の利用をしたいですって、はっきり言って行く人はほとんどいないんだと思うのですよ。

だから、その辺どこかで吸い上げをすとか、新しい情報をお伝えするとかっていうことが大事なのかなとは思いますが。その辺が一番難しいところなんだと思いますが。是非、取り組んで行っていただきたいなと思います。

瀬戸委員 小田原市は進んでいるとは思っています。

会長（議長） なるほど。

瀬戸委員 私も何回か会議に民生委員として出してもらっていますが、すぐにいろんな人を集めていただいて、進んではいますが、困っています、と手を挙げられる人が早めに手を挙げてもらえれば、もっと認知症などにならないうちに、安心できるのかなとは思っています。

会長（議長） ありがとうございます。迫田委員お願いいたします。

迫田委員 公募市民の迫田です。そうですね、この支援チームの中で、もし自分がチームの中に携わることがあるとしたら、家族、親族の方とか、ボランティアとか。というところで、資格も接点もないなと思っているのですけれども、そういった例えば、ちょっと民生委員に自分になるのかは分かりませんが、そういう立場になった時に、なんか困った方は、そういう方が地域にいらっしゃった時に、こういう所に相談したらいいですよっていうところを、情報として与えていただいているのかなって。もし、自分が民生委員に突然なって、近所で家族が認知症でどうしたらいいかなという話をいただいた時に、どこにつないだらいいかっていうことを、その引き継ぎなりなんなりで支援につなぐ役割が果たせるのかなというところを知りたいです。

会長（議長） ありがとうございます。瀬戸委員。

瀬戸委員 いいですか。私も経験があるんですが、民生委員でも、地域の人をよく知らないこともありますから。例えば、民生委員よりも病院の方から先に包括に連絡があって、包括から民生委員の方に連絡があるっていうのもこの頃随分あるんですよ。

そして、ケア会議には私の仲間、民生委員なんかいますから、そこで地域の人のことを知るっていうこともあります。民生委員も中に入ってみんなが仲良くできるのが、やっぱり今のケア会議だって私は思っています。そういう組織があるから大丈夫だよって早めに言ってあげることが、なかなか今難しいなと思っている。本当に今、市も中核機関もみんな動いてくれていますよね。問題はそこのところだけだと思っています。

会長（議長）

ありがとうございました。迫田委員の方からも、私も突然ではないですけど民生委員になった時に、どこに行ったらいいかわからない可能性があるなといったところも踏まえて、御意見をいただいたところだと思います。

前回の普及啓発といった視点で、具体的な取組という話もあるかと思いますが、特にそのケアマネージャーさんとか民生委員さんとかといったところを、まず重点的に普及啓発を図るといったところは、また重要な視点ではないかなと思いますので、是非ご検討いただければと思います。

少し長く時間を取りましたけれども、他に何かありますでしょうか。

では、他にないようですので、普及啓発に関わる具体的な取組に関する御提言というか、御意見がありました。あと、チーム支援といったところの士業も関わると言った前提の御意見が出ました。出された意見を参考にさせていただいて、具体的な運用といった作りになるかと思いますが、取組を進めていただければと思います。主にこの指針の具体的な文言とか、その辺りについては特段皆さん御意見はなく、このままでよろしいという御認識でいらっしゃるんだと思いますので、指針自体はこれで御承認いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に進めてよろしいでしょうか。

それでは次に、協議事項（２）おだわら成年後見支援センターの愛称についてを議題としたいと思います。事務局から御説明をお願いします。

福祉政策課長
（石井）

それでは、御説明させていただきます。

これまで本審議会におきまして、おだわら成年後見支援センターに愛称と付けたらいかがか、といった御意見をいただいたところでございます。

こうした御意見を踏まえまして、中核機関の愛称について、事務局の方で他市の状況等を調査いたしまして、選定方法について検討させていただきました。本日は、委員の皆様にご審議をいただければと思っています。

お手持ちの資料４をご覧ください。

こちらは現在、神奈川県内の中核機関を設置している自治体の、その名称と愛称を一覧にしたものでございます。中核機関に愛称をつけているの

は5つの自治体でございます。そのうち、公募を実施したのは平塚市のみで、その他は中核機関の業務を受託しております社会福祉協議会や行政職員から愛称案を出し、決定したとのことございました。

本市で近年開設された施設の愛称につきましては、小田原駅前にあります「UMECO（ウメコ）」や「ミナカ」、早川漁港にあります「TOTOCO（トトコ）」につきましては公募により決定しております。

一方で、支援や相談を目的とする施設でございます「おだわら障がい者総合相談支援センター クローバー」、「おだわら子ども若者教育支援センター はーもにい」、「小田原市子育て世代包括支援センター はっぴい」につきましては、公募を行わず、行政の中で愛称の案を考え、決定してございます。

こうした状況を踏まえまして、本市の成年後見支援センターの愛称をどのように選定するかでございますが、事務局といたしましては、本審議会の委員の皆様や中核機関、行政機関で愛称の案を持ち寄っていただいて、来年3月開催予定の第2回審議会において、その中から決定したいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

会長（議長） ありがとうございます。只今のおだわら成年後見支援センターの愛称について御説明いただきました。

まず、説明に対しまして御質問があるようでしたら、お受けしたいと思います。挙手をお願いいたします。

山崎委員 はい。

会長（議長） 山崎委員お願いいたします。

山崎委員 これ公募だとコストが結構かかるとかってありますか。

福祉政策課長
（石井） ホームページ上で募集をするというような形であれば、コストの方はそれほどかからないとうふうにできると思います。

会長（議長） 他にいかがでしょうか。では、御質問は他にないようですので、質疑に移りたいと思います。皆様の方から御意見がありましたら、お願いいたします。山崎委員お願いいたします。

山崎委員 私は公募がいいのではないかと考えているのですけれども、先ほどの広

	<p>報周知の関係なのですけど、公募と合わせて周知したらいいのではないかなと思うんです。特にこういうのって、私も小学校の時になんかこういうの応募した記憶があるのですけれど、各小学校に出してくださいってやりとりとかすると、たぶん親御さんも見るだろうし。だから、そんなにコストかからないんだったら、なんか公募をやって、その広報も兼ねたらいいのではないかなと思うのですけど、どうですかね。</p>
会長（議長）	<p>委員の皆さん、いかがでしょうか。</p> <p>質問になりますけれど、公募することによって挙がってきた意見に対して、何かこうお答えしないといけないとか、何かこうお金の話ではなく何か動力的な手間が発生するとか、そういうことはどうでしょうか。</p>
福祉政策課長 （石井）	<p>ありがとうございます。公募は、山崎委員がおっしゃるとおり基本的に愛称募集というのは、より市民に親んでもらうためとか、そういった意味合いでやりがいがあるという認識は十分にしているところなのですが、ただ、公募というところも当然想定の上ではあがったのですけれども、実際どのくらいの応募があるのかってところが1つ心配なことがあります。例えば1つしか来なかったものが、それが愛称としてなるのかって部分もあったりとか。募集の仕方次第ではあると思うのですけれど、観光施設の愛称とはまた違った部分ではありますので、そういった中で応募がどれくらいあるのか、それはもう事務局の力量だとは思ってますけれども、そういった懸念を持っているところもございます。</p>
会長（議長）	<p>ありがとうございます。山崎委員お願いいたします。</p>
山崎委員	<p>公募だと、例えば決まった時に大々的に決まりましたって広報できるじゃないですか。タウンニュースとかに。そこでまた周知ってあるから、私はやはり公募を推すんですけどね。各団体とかに1個か2個出してよってやっとならば、出しますよ、たぶん1個や2個。ゼロってことはないから。だから、それでいいのではないかなと思いますけれどもね。</p>
会長（議長）	<p>もう少し、皆さんの方から御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。若松委員お願いいたします。</p>
若松委員	<p>普段は高齢者の支援にあたっていますが、これはもう未来に残って行くものなので、山崎委員がおっしゃったように、お子さんたち、小学生、中</p>

	<p>学生、高校生から広く募って、彼らが大人になった時に、そういえば僕が付けたんだって言うように、共に手に取ってもらえるようなものが、少しチャンスがありそうだなと思うので、私は公募に一票入れたいと思います。</p>
会長（議長）	<p>ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p>
境委員	<p>たぶん名前書いている時に、どういうものかって調べますよね。</p>
会長（議長）	<p>境委員お願いいたします。</p>
境委員	<p>私も公募制がいいかなと思うのですが、ちょっと1つだけ気をつけなくちゃいけないのがですね、公募したときやっぱ順番がつくのですね。1位、2位。そうすると、専門職とかいろんな人たちだったら、まあそれなりに理解するのでしょうか、何故これが1位になったかとか、時々一般の人たちって、なんで私が1位じゃやないんですかっていう。そこは市の方で上手く調整していただければ。</p> <p>我々のところでも、よくそういう公募でやったりするのですが、1位と2位のと、1位と2位の間で、すごい議論になってしまったりして、困ったりする時があったんでね。そこら辺は上手くやっていただければと思います。</p>
会長（議長）	<p>今の御説明ですと、例えば公募になったとしても、最終的にはこちら側の審議会で決めることになるので、その順位付けをするという話ではないということでもいいですかね。</p>
福祉政策課長 （石井）	<p>そうですね。その応募のあった中から、どれを選ぶかっていう視点です。どれが1位、2位っていうことではない形でよろしいかなと思います。公募で集まったものをその場で決定していただければなと思います。</p>
会長（議長）	<p>皆さんの方から公募をした方がいいよという意見が多いようにお見受けしますが、いかがでしょうか。古澤委員お願いいたします。</p>
古澤委員	<p>ここはちょっと捻くれた考えで恐縮なのですが、逆に他の市町村がこれに愛称を付けているというので、支障が出てるか、ないかっていうのも、もしちょっとお手間でなければ聞いていただいて、やっぱりストレートに成年後見支援センターの方が良かったって、もしかしたらあるかもし</p>

れないし。やっぱり愛称をつけた方がいいのかっていうふうになるかもしれないので。他の市町村はもう始められている所もあるので、そこら辺もしお手数でなければ、ちょっと聞いていただいて、愛称をつけて支障があったか。それともやはりメリットの方が多かったのか、ちょっとまた調べてみるのも1つの手じゃないかなと思います。以上です。

会長（議長） お調べいただくことは、可能でしょうか。

福祉政策課長
（石井） 調べさせていただきたいと思います。

会長（議長） 一応、愛称は付ける方向で話が進んでいくと思うんですけども、もし特段非常に大きな支障がありますってことであれば、今回のこの場でご報告していただければと思います。他にいかがでしょうか。

そうしますと、公募を制度の普及啓発広報といったところから公募をした方が望ましいといった意見が多数ということでお見受けします。ということで、取りまとめをさせていただきたいと思うんですけども、公募の方向ですけども、ホームページからの公募、その他に何か方法がありますか。

福祉政策課長
（石井） 公募させていただくというところの方向性が、もし審議会の方で決まりましたら、この方法についてはできるだけ多くの意見がいただけるような方法を、ちょっと予算的な部分も検討しなければいけませんけれども。そこは検討して、ホームページではやらせていただきますけれども、それ以外に例えば学校に配るのであればチラシをつくるのもありますでしょうし。それについては、ちょっと事務局の方で検討させていただければと思います。

会長（議長） 委員の皆様、よろしいでしょうか。併せて、もし公募の数が非常に少ないということが懸念されなくもありませんので、各団体の広報に対して、1つ2つ責任を持ってではないですけども、愛称を挙げていただけないかというお願いをさせていただきたいと思います。そういった形で御協力いただけますでしょうか。

ミックスという形になりますけれども、そのような形で愛称の募集をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

福祉政策課長 (石井)	事務局の方から各委員の皆様の団体の方には、募集しますということで御案内を送らせていただきたいと思います。
会長（議長）	ありがとうございます。今日そういう資料が配られてましたか、愛称を挙げてくださいみたいな、卓上配布かな。
福祉政策課長 (石井)	卓上にお配りしたのについては、委員の皆様からいただく一応予定と いうか、想定でお配りしてますので、また、改めて募集についてはご案内 の方させていただきます。
会長（議長）	委員の皆さんには、もう個別に卓上配布がされているということですので、御協力をお願いいたします。それでは、愛称についてのお話は以上とさせていただきます。 次に、報告事項 権利擁護支援の取組状況についてを議題といたします。 事務局から御説明をお願いいたします。
福祉政策課長 (石井)	それでは御説明させていただきます。議題の中で少し取り上げた部分もあるかと思しますので、重複する部分がありますがよろしく願いいたします。 本市の現時点における権利擁護支援の取組状況についての報告でございますが、私の方から「講演会や親族後見人等の交流会の開催について」、前回の審議会にて御審議いただきました、先ほどお話ありました「成年後見における申し立て等の報酬助成について」、それと「地域連携ネットワークや市民後見人について」の3点を説明させていただいた後、中核機関から今年の4月から7月までの相談状況等の御報告をさせていただきます。 まず、卓上に配付したチラシをご覧いただきたいと存じますが、成年後見制度の利用促進のための広報・相談事業といたしまして、11月24日に成年後見制度の講演会を実施いたします。こちらについては、講演会の後に相談会も実施することとなっております、各専門職の先生や地域包括支援センターによる成年後見に関する個別の相談を受けることを予定しております。詳細につきましては、お手元のチラシで御確認いただければと思います。 次に、親族後見人の方への支援といたしまして、来年2月の実施になりますが、親族後見人等の交流会を開催する予定でございます。 親族後見人として活動されている方を対象に、親族後見人同士の意見交換ですとか、申込時に成年後見の実務における悩みや困りごとをお伺い

たしまして、それに対する質疑応答等の実施を予定しておりますのでございます。お手元のチラシには、案でございますので、また、具体的な開催日や内容につきましては、調整ができましたら、しっかり委員の皆様への周知をさせていただきたいと存じます。

次に、先ほどちょっと話題になりましたけれども、前回の審議会において御審議いただいた成年後見における報酬等の助成についてでございますが、委員の皆様から市長申立て以外にも拡大すべきとの御意見をいただきまして、本市におきましては、一定の収入や資産の条件は設けますが、他市の状況等を参考に市長申立て以外の成年後見制度利用者にも拡大する方向で調整しているところでございます。具体的内容につきましては、令和6年度の予算審議状況を踏まえた上で、次回の3月の審議会において改めて御報告させていただきます。

次に、本市の地域連携ネットワークについて、現時点での方向性を御説明させていただきます。

権利擁護支援チームにつきましては、先ほどの指針の改定案の中で御説明しておりますので、地域連携ネットワーク会議につきまして、御説明させていただければと思います。指針の改定案をご覧いただきながら御説明させていただきたいと思っておりますので、指針改定案の20ページをご覧いただきたいと存じます。改定案の20ページでございます。

地域連携ネットワーク会議につきましては、これまで市民後見人の養成などで繋がりが構築された各専門職団体をベースに、地域包括支援センターや障がい者総合相談支援センタークローバー、消費生活センター等の成年後見制度に関わりのある機関で構成し、支援機関同士の連携を深めるための会議の開催を検討しております。この地域連携ネットワーク会議では、先ほど御説明いたしました支援チームの活動の積み重ねによりまして、明らかになった実務上の課題の共有ですとか、多職種の連携に関する意見交換、好事例の共有や困難事例の検討等を行うことを想定しております。本日、お集まりの皆さんの中で、本審議会が、権利擁護全体の広い視点から審議いただく会議であることに対しまして、地域連携ネットワーク会議は実務的な内容を扱う会議として、役割を担うことを想定しておりますのでございます。

地域連携ネットワーク会議に関する説明は以上でございます。

次に、市民後見人の活動の場についてでございますが、この8月に、本市の市民後見人の第1期生が実務実習を終了することになります。最終的な審査を経た後に市民後見人として名簿登録し、市長申立てにおいて適切な案件があれば受任者候補として推薦するほか、現在、社会福祉協議会が

法人後見として行っている案件につきまして、抱えている問題等が解消された後に、市民後見人が交代して受任すること等も想定しております。

また、同じく社会福祉協議会の事業でございます日常生活自立支援事業の支援員としての活動や、本市の高齢介護関係事業における地域活動に参加いただいて、成年後見制度の普及啓発や地域における課題の掘り起しを行うなど、市民後見人の方が活動の場を広げてまいりたいと考えておるところでございます。

私からの報告は以上でございます。

続きまして、中核機関であります「おだわら成年後見支援センター」の令和5年度4月から7月までの相談状況等について、委託事業者でございます社会福祉協議会から御報告させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

社会福祉協議会（秋山）

皆さんこんにちは。小田原市社会福祉協議会の秋山です。資料番号はありませんが、おだわら成年後見支援センターの運営状況と、今年度7月31日までをまとめたものをホチキス止めの資料があろうかと思っておりますので、お手元に御用意お願いできますか。よろしいでしょうか。

前回の報告の様式と同じような組み立てになっております。運営目標はご覧のとおりです。2番目の運営状況なのですが、1点目として普及啓発関係。広報は相変わらずホームページで運営をしているところで、今後いろいろな要素がまた入ってきますので、それによってホームページの方は充実させていく計画になっています。

講演会等につきましては、11月に大きな講演会を予定しているところなのです。個別の対応ということでは、肢体不自由児者父母の会の研修会への対応ということで、センター長と職員で対応いたしました。

そして、人材育成。市民後見人の養成につきましては、本日の審議会の委員の皆様にも多数この講師として御協力いただいているところなのですが、ページをおめくりいただきますと、1期生と2期生の状況が書いてあります。1期生につきましては、今、市の方から報告がありましたとおり、最終段階の実務実習がこれで終わりましたので、今後小田原市の方でその審査を経て、小田原市で初めて、市民後見人候補者名簿登録がされる第1号、第1期生です。一応、候補者が今5人いらっしゃいます。そういう流れになっています。

それと同時進行の形で、2期生も進めてまして、2期生の状況につきましては、ちょうどこの8月で実践研修が終了しました。今回、受講者は4名です。4名の皆さん、全員がですね、やはり1期生と同様実務実習の方

受講を希望されていますので、1期生と同様に、小田原市社会福祉協議会の事業ですとか、行政書士の先生などの後見業務等への同行をお願いしまして、実習ができたらと思っています。市民後見人養成研修会の状況は以上でございます。

次に(3)といたしまして、相談・支援関係でございます。4月から7月までの4か月間に相談が33件ありまして、一番多いのはやはり具体的な事例を伴う問い合わせというのが結構多くなってきました。その内訳をみていきますと、方法をご覧のとおりです。対象のほとんどが高齢者です。認知症の方もいらっしゃいますが、高齢者が一番多くなっているといったような状況です。

その相談内容なのですけれども、やはり具体的な事例を伴う問い合わせが多くなって来ましたので、そもそも入り口として、利用を検討したいのだけれどもどんな制度かというところから一歩進んで、どういった手続きをしたらいいのかという踏み込んだ内容の問い合わせが10件ということで、多くなっています。それに伴って、ふさわしい窓口を紹介してくださいとか、申立書の書き方について支援してくれないか。そういったことが多くなっている傾向です。

相談者の内訳を申し上げます。ご覧のとおり、配偶者・子ども・親族が一番多くて、次には施設や相談支援機関。包括さんからの経由での相談も多く寄せられるようになっていきます。

そういったことに対する対応方法としては、まずは成年後見の制度について、職員の方で説明をします。それ以外は、各相談内容に応じて、窓口紹介をしたり、簡単な助言などをさせていただいております。場合によっては、弁護士のセンター長が専門的な法律相談にも対応しています。

最終ページの(4)後方支援関係というのがあるのですが、これは他の相談支援機関、小田原介護支援事業所ですとか、小田原市の地域包括支援センターさんの方から複雑な課題を抱えている方についての、ケースについての事案についてのいろいろな根本的な対応方法についての助言をしていただきたいということで、それぞれ、センター長がお聞きした上で助言などもさせていただいております。

資料にはございませんが、今年度大きなイベントとして11月24日に講演会と相談会がございます。相談会につきましては、どんな申し込みがあるかまだわかりませんが、それぞれ5土業の方に御参加いただきまして、ワンストップで対応できるような相談会を目指したいなということも考えております。

それに伴いまして、年に2回、土業の方にお集まりいただいて連絡会を

	<p>やっているのですが、今年度は10月の下旬から11月の中旬にかけて皆さんまたお集まりいただき、2回目の連絡会などができたらなと思っています。その時には、地域包括支援センターの方以外の相談支援機関などにも御参加いただきたいと思っています。今年度、7月31日までの状況は以上でございます。</p>
会長（議長）	<p>ありがとうございました。只今の報告事項ということで、権利擁護支援の取組状況ですが、いくつかの事項について御報告を説明いただきました。皆さんの方から、御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。</p> <p>山崎委員お願いいたします。</p>
山崎委員	<p>山崎です。質問なのですが、相談・支援関係に関係することなのですが、この相談件数というのは、いわゆる継続相談みたいなものも累計して計上しているのでしょうか。</p>
社会福祉協議会（秋山）	<p>はい。基本的にこの中で継続は1件だけになります。あとは、ほとんど新規で、その場でもう終了しているような状況です。</p>
山崎委員	<p>ありがとうございます。先ほど相談の内容として、後見人の申立書の作成の支援をして欲しいみたいな、そういう相談があるというふうなお話がありましたけれども、そういうものについてはどうやって対応されているのですか。</p>
社会福祉協議会（秋山）	<p>それにつきまして、対応方法を実は今年度1回、先ほど報告の中で申し上げましたとおり、市民後見人養成研修を行うにあたって講師になっていただく土業の先生にお集まりいただき、連絡会をやったんです。</p> <p>その中の議題として、こういった申立て支援についてどうしましょうかという話し合いをさせていただきました。その時の対応方法といたしましては、一応中核機関として、どのような部分が分からないのかというのを聞いたうえで、助言などをしていくということになっております。</p> <p>今、一応そういう対応をしているのですが、今後、他の中核でもやっているようなところがあるのですけれども、もし仮にこういった問い合わせが多ければ、また土業の先生方をお願いして、申し立ての手続きの勉強会といたしますか。申立書の書き方の講習会とか、そんなのも中核機関としてやってもいいのかなというのが、個人的に思ったりもしているところです。</p> <p>以上です。</p>

山崎委員

すいません、ありがとうございました。ちょっと意見になってしまうのですけれども。おそらく、このうちのどこかに私が紹介している相談が1件あると思いますが、実は私、小田原市役所での市民相談というものを毎月1回やっているのです。その市民相談に来られた方が、どう考えても成年後見の申立てをしなくてはいけない案件だったのですが、その方自体実はちょっと高齢で、たぶん御自分でやるの難しいだろうと思って、その際、中核機関を紹介したんです。おそらく、申立て自体が難しいというのもあるのだけど、やっぱり申立てする方自体が御高齢で、たぶんそういう手助け、事実上の手助けみたいのが必要な方って、たぶん世の中にはいらっしやって、そういう方の申立て支援をどうするかっていうのは、やっぱり考えて行かなくてはいけないのではないかなというのが、私の意見というか考えなんです。

ただ、残念ながら私たち士業っていうのは仕事でやってるので、要するにただでやってくださいというのはなかなか難しいんですよ、やはりそれは。そこで、いわゆる行政サービスとしてやるのか、あるいは費用負担の部分のみ負担してもらって、各士業に、要するに斡旋という形にするのか。それはやっぱり考え方いろいろあると思うのだけれども、たぶん、その仕組みは今後考えて行かなくてはいけないのかなと思ってます。

会長（議長）

御意見ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

質問になりますが、私の方から1つ。親族後見人向けの交流会を開催しますというお話がありました。なかなか他の自治体を見ている、なかなか取組みづらいところを取り組んでいただけけるということで。是非効果的な形で、こういった交流会を開催いただければなと思いますが、特にこういった話が出た時に必ず話題に上るのがですね、こういった形で広報するのか。というのも、その親族後見人をやられてる御親族の方がどこにいるのかっていうところが、なかなか補足できないという話があるかと思うのですが、その点、この度はこういった形で広報しようとお考えなのかを教えてくださいとありがたいなと思います。いかがでしょうか。

社会福祉協議会（秋山）

親族後見人の窓口になっているのが家庭裁判所なので、ある程度このチラシを刷って、全員が来られるかどうかっていうのはあるのですけれども、家裁としては、一斉に親族後見人の方にこういった通知をするっていうことはちょっとできないそうです。

親族後見人だと年に1回報告に来るので、その報告のタイミングでこう

	<p>いうチラシを渡すことは可能ですよ、というようなことがありますので、できましたら日程調整なども早めにしておいて、早めの段階で家裁にこのチラシを置いていただくというのがまず1点。あとは、市の広報ですとか、そういった紙面による周知というのも考えられるところかなど、ホームページはもちろんですけれども。ということをご想定しております。以上です。</p>
会長（議長）	<p>ありがとうございました。他にいかがでしょうか。山崎委員お願いいたします。</p>
山崎委員	<p>その親族、交流サロンに関してなのですが、参加資格みたいなものってのは、後見人自体が小田原市民っていう話なのか、それとも被後見人が小田原市民なのか、何かその辺しぼりみたいなのはあるんですか。</p>
社会福祉協議会（秋山）	<p>それはちょっと検討させてください。まだ、そこまで詳しく協議してない部分もありますので。また何かそういった部分で、こうした方がいいですよみたいな御意見がありましたら、逆に伺いたいなと思います。ありがとうございます。</p>
山崎委員	<p>そこを定めておかないと、たぶん家裁としても誰に渡すかわからなくなっちゃうと思います。</p>
会長（議長）	<p>ありがとうございました。 他にいかがでしょうか。境委員お願いいたします。</p>
境委員	<p>境です。相談支援関係で、これだけまず社協さんの方で対応していただきお疲れ様です。こんなに多いとは私もあまり知らなかったもので、数を聞いて素晴らしいなというふうに思いました。それで、先ほど民生委員の瀬戸委員が言われたように、どこに手を挙げたらいいのか分からないというような中で、ここでこれだけ社協さんの方に、皆さんからいろいろ相談が来られてたんですね。</p>
社会福祉協議会（秋山）	<p>家裁の方で、こういうチラシを随時配っていただいています。あと、今回市の広報に載ったんですね、相談窓口ということで。そういうのもあるんじゃないかなと思います。</p>
境委員	<p>だからもし、先ほどの瀬戸委員のお話ではないのですが、どこに手を挙げたらいいのかって分からない場合に、社協さんがこれ積極的にやって</p>

いるっていうことがあるので、是非、まだ知らない市民の方もだいぶいらっしやるようなので。負担が増えてしまって申し訳ないのですが、もっと市民の方にこれをアピールしたらいいんじゃないかなと思ったんです。会場だったらいつでも応援に行きますので、是非アピールして、皆さんに参加していただいたらどうかなと思います。よく分からないっていうことに対しても、そこでまたセンター長から細かく説明してくれると、分からない人たちはこういう所を利用して、どんどん理解を深めていただいたらいいんじゃないかなと思います。

社協さん結構やっているんですね。私らよくセンター長とお話しているんで、結構大変なんだなというのが大きな感想で、それぞれの利用促進センター、中核機関を利用するのは非常に、後見制度に対しては非常にいいんじゃないかなと思いますので、ちょっと意見というか感想をお伝えしてみました。以上です。

会長（議長）

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。迫田委員お願いいたします。

迫田委員

公募市民の迫田です。私は自分の父の法定後見人をしました。申立てた時が10年位前だったので、その時にこんな後見支援センターのようなものがあれば、裁判所に直接申し立てるということをしないで、1回こちらのこういうセンターのように相談することができていたら、すごく結果が違っていたなと。なので、こういう制度があるということは、法定後見人を検討している方にすごい有用かなというふうに思います。

それと、親族後見だと、必ずしもじゃないのかもしれないんですけど、後見監督人が士業の方が付くというのが多いと思うんですけど。すごく、このチラシだけ渡されて置いていても、足を運んでみようかなっていうのが、すごいハードルがやっぱり高いっていうこともあると思うので、裁判所への報告ですとか、何回か後見監督人の方に、親族後見人は書類を提出したり、直接面談したりという機会がありますので、士業のそういう監督もされている方にこのチラシを持っていただいて、対象の親族後見人になりやすい方に手渡しでこういうのがあるからどうですかみたいな形で言っていただくと、すごく身近な自分の後見監督人から渡されたものなので、少しハードルが下がって、こういうことに参加しやすくなるんじゃないかなというふうに思いました。

会長（議長）

どうもありがとうございました。そうですね、親族後見人さんへのこのイベントのPRといったところで、我々専門職団体に対しても、方々の依

頼をかけるっていうのも手かなと思いますので、その辺りも御検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

では、御意見、御質問も尽きたようですので、以上で報告事項 権利擁護支援の取組状況についてを終わります。事務局におかれましては、本日の意見などをもとに今後も権利擁護支援に取り組んでいただきますようお願いいたします。

それでは、次に、報告事項の（３）その他ですが、委員の皆様から成年後見制度の利用促進に関して、情報共有や情報提供をしたいことがあれば、ここで御発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。山崎委員お願いいたします。

山崎委員

すいません、これは文句ではなくて笑い話として聞いていただきたいのですけれども。小田原市役所の市民相談をやっていた時に、私、成年後見センターという名前が出て来なくて、中核機関、中核機関ってずっと言うてたんですよ。高齢介護課の人に中核機関の連絡先教えてもらいなっていうふうに言って、それで一旦出てもらったんですよ。そしたら、すごすご本人帰って来て、中核機関って所ないみたいですよって言われて。いや、ないってことはないでしょう。だって、この前俺議論したし、なんかやっただって言ったら、その職員の方、中核機関って言葉自体を知らなくて、成年後見センターだっていうふうに思ったのですけど。一応、さすがに高齢介護課は中核機関って言葉ぐらいは覚えてもらってた方がいいのになって思ったっていう、ちょっと笑い話です。

会長（議長）

ありがとうございました。ということがあったということで。よろしくお願ひしたいと思います。

他にいかがでしょうか。境委員どうぞ。

境委員

ちょっと教えていただきたいことなのですが、確か神奈川県が同じような指針を出す時に、我々も早期から、神奈川県としてやるのであれば、神奈川県全体としてやりますよって言うような話があったりしたんですが、どうしても神奈川県というと横浜と川崎なんですね、中心が。県西地区はどこに行っちゃったんですかっていうことが、時々話題になったりすることがあって。それは、ちょっと我々もそれでは困るんですよって言って、神奈川県の方に県西地域は県西地域の中で、その県下全体としてではなくて、近隣の地域で活動をするという方針を入れたらいかがですかという

	<p>ような意見を出したことがあるんですよ。向こうからは、それはいい意見ですねって話があって、実際にやってみますっていうような反応だったのですけど。次見に行ったら、こちらの方でも意見聞きたいって、県とか、あの場だけの答えだったのかなという。そういう話は全然ないでしょうか。まあ、なさそうですね。</p>
会長（議長）	<p>事務局から特にないですか。</p>
福祉政策課副課長（渡辺）	<p>一応、県の方には、その権利擁護支援のところは、神奈川県社会福祉協議会の方が受託して、いろいろ事業をやっているところでして。いろいろな研修ですとか連絡会みたいなのが、やはり県内であるのですけれども。だいたいが全域、県域全体でやっている形で、この神奈川県西部のこの地区、この地域だけでっていうのは、今のところ、こうはだって動きはないかなといったところです。</p>
境委員	<p>やはりそうなんですね。なんか、私は県の方針のいろいろそういう報告しているのと、どうしても横浜の方が中心にずらっと書かれていて、いや、これではちょっと一方偏っているのではないですかっていうふうに論議で言ったことがあって。それでそういう意見をさせてもらいました。</p> <p>まあ、県の方もそこまで手が回らないのかもしれないし、小田原もしっかりやっている方もいるのかもしれないですけど。そういうのがあった方がいいですよ。もし、そういう必要があるのだったら言ってください。県の方からは、いろいろ我々の方に質問は来ますので、お伝えいただければ、なんなりといたしますので。</p>
会長（議長）	<p>境委員の方から県に対して、そのような働きかけをしていますという情報提供をいただいたということで、御了承いただければと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>御発言もないようですので、報告事項（3）その他を終わります。</p> <p>次に、次第の3 次回の委員会の日程等について 事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 （早野）	<p>2点ほど御連絡をさせていただきます。</p> <p>まず、令和5年度の2回目の本審議会の開催日程につきましては、令和6年3月の最終週を目安に開催し、おだわら成年後見支援センターの今年度の運営状況の報告や、指針の改定に関する最終確認及びおだわら成年後</p>

見支援センターの愛称の決定等を議題として委員の皆様にご審議いただきたいと考えております。

審議会の具体の開催日につきましては、会場の手配等ができましたら、改めて通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目に、本日の会議にご出席いただいた分の委員報酬につきましては、9月15日(金)に御指定の口座へお振込みする予定でございますので御承知おきくださいますようお願いいたします。

以上でございます。

会長(議長)

ありがとうございました。

只今の御説明に対しまして、御質問がありましたら挙手をお願いいたします。

御質問ないようですので、次第の3 次回の委員会の日程等について を終わります。

それでは、以上で、本日の議事・日程はすべて終了となります。

皆様の御協力により、滞りなく会議を進めることができました。この場を借りて、お礼申し上げます。

それでは、只今をもちまして、第1回小田原市成年後見制度利用促進審議会を閉会といたします。

皆様、お疲れさまでした。

一同

お疲れさまでした。